

浜松市就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対し、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助の対象及び要件)

第2条 就学に必要な費用の援助を受けることができる者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している者で、別記に記載する事項のいずれかに該当するもののうち、次条第1項第1号から第5号まで及び第7号の援助にあつては浜松市に居住し、小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者等とし、次条第1項第6号、第8号及び第9号の援助にあつては浜松市立の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者等とする。ただし、私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校に在学する児童生徒に関する費用については、これを援助の対象としない。

(援助の種類等)

第3条 援助の種類は次の各号に掲げるものとし、援助の額は毎年度予算の範囲内において浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

- (1) 新入学児童生徒学用品費等
- (2) 学用品費
- (3) 通学用品費（第1学年を除く。）
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 通学費（学区外及び区域外からの通学者を除く。）
- (7) 体育実技用具費（柔道、剣道、スキー）
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法の扶助の対象となっている費用については、援助の対象としない。

(援助の申出)

第4条 就学援助を受けようとする者は、原則として校長を経て教育委員会へ申し出なければならない。

(援助の内申)

第5条 校長は、就学援助の申出があつた者について、校長の意見及び必要に応じて、申請者が居住する地区の民生委員の意見を添えて、教育委員会に内申するものとする。

(援助の決定)

第 6 条 教育委員会は、第 4 条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、その結果を、校長を通じて保護者等に通知するものとする。

(援助費の支給方法)

第 7 条 援助費は、原則として保護者等に直接支給する。ただし、保護者等が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがある場合は、校長に支給するものとする。この場合において、校長は、あらかじめ保護者等から受領について書面により委任を受けるものとする。

2 前項の規定に関わらず、医療費は医療機関へ直接支払うものとする。

3 学校に支払うべき学用品費、学校給食費等を滞納している保護者等（以下「滞納者」という。）が納期から 60 日経過した日においてもなお滞納金を完納していない場合、教育委員会は、校長の申し出に基づいて、その翌日以後に支給される援助費について校長に支給することができる。

(援助費の返還)

第 8 条 教育委員会は、偽りその他不正な手段により援助費の支給を受けた者がいるときは、その者に支給した援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

(援助費の支給停止等)

第 9 条 滞納者に対しては、第 7 条第 1 項の規定により校長へ受領委任をするまでの間、その他その支払状況に改善が見られるまでの間、援助費の支給を停止することができる。この場合において、次年度以降、当該期間中は援助の決定を行わないものとする。

2 前項の規定による支給停止を解除した場合において、教育委員会が、必要があると認めるときは、支給停止期間中の援助費に相当する額の全部又は一部を支給することができる。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 10 月 1 日から実施し、改正後の第 2 条の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から実施し、改正後の第2条及び第3条第1項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施し、改正後の第3条の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

別記

- 1 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (2) 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - (3) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - (4) 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
 - (5) 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
 - (6) 国民年金法第 89 条及び第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
 - (7) 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - (8) 児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給
 - (9) 生活福祉資金貸付制度による貸付け
- 2 上記以外の者で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 保護者等が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - (2) 保護者等の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - (3) P・T・A 会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
 - (4) 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者等の生活状態が極めて悪いと認められるもの
 - (5) 経済的な理由による欠席日数が多い者
 - (6) 保護者等が低収入で、生活状態が悪いと認められる者
 - (7) 扶養義務がない児童生徒を養育している者
 - (8) その他経済的に困窮し、生活状態が悪いと認められる者